

平成29年度

行政監査結果報告書

(重要物品の管理及び活用状況について)

八戸市監査委員

(平. 30. 2)

八監第104号
平成30年2月8日

八戸市長 小林眞様
八戸市議会議長 立花敬之様
八戸市教育委員会教育長 伊藤博章様
八戸市選挙管理委員会委員長 野坂哲様

八戸市監査委員 早狩博規

八戸市監査委員 小原隆平

八戸市監査委員 秋山恭寛

行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成29年度行政監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を報告します。

目 次

○ 行政監査結果報告

1	監査のテーマ	-----	5
2	監査の目的	-----	5
3	監査の期間	-----	5
4	監査の対象	-----	5
5	監査執行者	-----	5
6	監査の方法	-----	5
7	監査の着眼点	-----	6
8	監査の概要	-----	7
9	監査の結果	-----	12
10	監査意見	-----	13

(注) 構成比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。そのため、内訳の計が総計と一致しない場合がある。

1 監査のテーマ

重要物品の管理及び活用状況について

2 監査の目的

地方公共団体における物品は、地方自治法第237条第1項において、公有財産、債権及び基金とともに「財産」として位置づけられ、その管理及び運用については、地方財政法第8条において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

そこで、重要物品の管理状況や活用状況を調査し、当該物品が有効に活用されているか、事務手続きは適切に行われているか等について、行政監査を実施することにより、今後の適正な事務の執行に資することを目的とする。

3 監査の期間

平成29年9月1日～平成30年1月16日

4 監査の対象

八戸市財務規則第212条第1項第5号に定める重要物品のうち車両、美術品を除く、取得価格が1件50万円以上の次に掲げるもの（以下「重要物品」という。）

- (1) 平成29年3月31日現在で保有している重要物品
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に管理換え及び処分等を行った重要物品

5 監査執行者

監査委員	早狩博規
監査委員	小原隆平
監査委員	秋山恭寛

6 監査の方法

重要物品の取得状況、管理状況、活用状況等が法令等に基づき適正・適切に行われているかについて、あらかじめ提出を求めた調査票を基に、聞き取り調査を実施するとともに、抽出した重要物品の現地調査を行った。

7 監査の着眼点

(1) 取得状況

ア 取得手続きは適正に行われているか。

(2) 管理状況

ア 管理保管状況は良好か。

イ 点検・修繕は必要に応じて実施しているか。

(3) 活用状況

ア 取得目的に沿って使用されているか。

イ 使用状況の把握は行われているか。

ウ 使用頻度の低いものや使用実績のないものはないか。

(4) 処分状況

ア 不用の決定又は処分手続きは適正に行われているか。

イ 廃棄決定後は適正に処分されているか。

8 監査の概要

調査票により調査した結果は、以下のとおりである。

(1) 所属別の取得状況

所属	件数	構成比 (%)	取得価格 (円)	構成比 (%)
総合政策部	67	5.5%	133,339,448	5.9%
まちづくり文化スポーツ観光部	166	13.6%	410,271,673	18.3%
総務部	45	3.7%	417,526,165	18.6%
財政部	10	0.8%	90,654,800	4.0%
商工労働部	1	0.1%	623,150	0.0%
農林水産部	220	18.1%	260,542,702	11.6%
福祉部	15	1.2%	15,451,369	0.7%
健康部	25	2.1%	52,362,866	2.3%
市民防災部	18	1.5%	59,435,310	2.6%
環境部	31	2.5%	41,281,250	1.8%
建設部	12	1.0%	22,558,256	1.0%
都市整備部	43	3.5%	47,470,328	2.1%
教育委員会	535	44.0%	641,648,036	28.5%
議会事務局	1	0.1%	2,698,500	0.1%
選挙管理委員会	28	2.3%	51,789,670	2.3%
合計	1,217	100.0%	2,247,653,523	100.0%

所属別の取得状況をみると、重要物品を保有している件数は、教育委員会が 535 件 (44.0%) と最も多く、次いで農林水産部 220 件 (18.1%)、まちづくり文化スポーツ観光部 166 件 (13.6%) の順となっている。このうち最も件数が多い教育委員会の主な所管課等は、教育総務課 344 件 (28.3%)、学校教育課 111 件 (9.1%)、是川縄文館 42 件 (3.5%) となっている。

(2) 分類別の取得状況

分類別	件数	構成比 (%)	取得価格 (円)	構成比 (%)
一般機器	244	20.0%	397,792,033	17.7%
事務用品類	157	12.9%	242,754,160	10.8%
医療・理化学機器	170	14.0%	687,750,903	30.6%
建設機械	243	20.0%	332,965,280	14.8%
教養・体育器具	284	23.3%	382,334,699	17.0%
防災器具	1	0.1%	753,900	0.0%
図書・標本	1	0.1%	580,000	0.0%
雑品	114	9.4%	201,072,283	8.9%
生産品	3	0.2%	1,650,265	0.1%
合計	1,217	100.0%	2,247,653,523	100.0%

分類別の取得状況をみると、教養・体育器具が 284 件 (23.3%) と最も多く、次いで一般機器 244 件 (20.0%)、建設機械 243 件 (20.0%)、医療・理化学機器 170 件 (14.0%) の順となっている。

このうち最も件数の多い教養・体育器具の主な内訳は、楽器類 123 件 (10.1%)、運動機器類 109 件 (9.0%)、遊器具類 42 件 (3.5%) となっている。

(3) 保有年数別等の取得状況

ア 保有年数別の取得状況

保有年数	件数	構成比 (%)	取得価格 (円)	構成比 (%)
5 年未満	367	30. 2%	625, 990, 803	27. 9%
5 年以上 10 年未満	238	19. 6%	673, 440, 640	30. 0%
10 年以上 20 年未満	203	16. 7%	380, 039, 854	16. 9%
20 年以上 30 年未満	236	19. 4%	327, 645, 250	14. 6%
30 年以上	173	14. 2%	240, 536, 976	10. 7%
合計	1, 217	100. 0%	2, 247, 653, 523	100. 0%

保有年数別の取得状況をみると、5 年未満が 367 件 (30. 2%) と最も多く、次いで 5 年以上 10 年未満 238 件 (19. 6%)、20 年以上 30 年未満 236 件 (19. 4%) の順となっている。

イ 分類別・保有年数別の取得状況（件数）

分類 \ 保有年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上	合計
一般機器	33	51	66	65	29	244
事務用品類	63	77	13	3	1	157
医療・理化学機器	36	30	49	38	17	170
建設機械	172	40	10	11	10	243
教養・体育器具	42	31	42	88	81	284
防災器具		1				1
図書・標本				1		1
雑品	18	8	22	31	35	114
生産品	3					3
合計	367	238	203	236	173	1, 217
構成比 (%)	30. 2%	19. 6%	16. 7%	19. 4%	14. 2%	100. 0%

保有年数別で最も多い、5 年未満を分類別にみると、建設機械が 172 件と最も多く、このうち荷役機械類が 151 件となっている。

なお、30 年以上保有しているもので最も多いのは、教養・体育器具が 81 件で、このうち楽器類が 62 件となっている。

(4) 取得価格別の取得状況

取得価格	件数	構成比 (%)
50 万円以上 100 万円未満	618	50. 8%
100 万円以上 200 万円未満	398	32. 7%
200 万円以上 300 万円未満	85	7. 0%
300 万円以上 400 万円未満	47	3. 9%
400 万円以上 500 万円未満	23	1. 9%
500 万円以上 1000 万円未満	31	2. 5%
1000 万円以上 5000 万円未満	13	1. 1%
5000 万円以上	2	0. 2%
合計	1, 217	100. 0%

取得価格別の取得状況をみると、50万円以上100万円未満が618件(50.8%)と最も多く、次いで100万円以上200万円未満398件(32.7%)、200万円以上300万円未満85件(7.0%)の順となっている。

なお、5,000万円以上は2件(0.2%)となっており、その内訳は地域情報通信基盤用機器3億6,015万円、税総合システム再構築事業ハードウェア等機器8,294万円である。

(5) 使用形態別の取得状況

使用形態	件数	構成比 (%)
所管課等でのみ使用	633	52.0%
所管課等以外で使用	2	0.2%
所管課等以外と共同で使用	42	3.5%
貸出(外部へ貸出)	10	0.8%
施設利用者が使用	370	30.4%
委託先・指定管理者が使用	138	11.3%
展示・閲覧	15	1.2%
非常用	2	0.2%
その他	5	0.4%
合計	1,217	100.0%

使用形態別の取得状況をみると、「所管課等でのみ使用」が633件(52.0%)と最も多く、次いで「施設利用者が使用」370件(30.4%)、「委託先・指定管理者が使用」138件(11.3%)の順となっている。このうち最も件数の多い「所管課等でのみ使用」は、主に学校内で使用する教育備品や事務用機器など所管課の職員が自課において使用するものである。

(6) 平成28年度に取得した重要物品の取得状況

ア 取得方法別・分類別の取得状況

取得方法	分類別	件数	構成比 (%)
指名競争入札	一般機器	16	15.4%
	事務用品類	2	1.9%
	医療・理化学機器	8	7.7%
	建設機械	48	46.2%
	教養・体育器具	15	14.4%
	雑品	3	2.9%
	計	92	88.5%
随意契約(見積り合わせ)	医療・理化学機器	2	1.9%
	建設機械	1	1.0%
	教養・体育器具	3	2.9%
	計	6	5.8%
随意契約(1者)	事務用品類	1	1.0%
	医療・理化学機器	5	4.8%
	計	6	5.8%
合計		104	100.0%

取得方法別・分類別の取得状況をみると、「指名競争入札」が92件(88.5%)、「随意契約」が12件(11.5%)となっている。「随意契約」のうち「2者以上による見積り合わせ」が6件で、指名競争入札とあわせて98件(94.2%)は、競争性のある手続きにより取得されている。

(7) 活用状況について

ア 平成 28 年度の使用状況（件数）

分類別	使用日数 0 日	1 日～ 10 日	11 日～ 50 日	51 日～ 100 日	101 日～ 200 日	201 日 以上	合計
一般機器	7	2	2	4	22	207	244
事務用品類	6	19	5		2	125	157
医療・理化学機器	40	17	20	6	4	83	170
建設機械	53	13	14	5		158	243
教養・体育器具	22	28	19	21	10	184	284
防災器具	1						1
図書・標本	1						1
雑品	6	22	1	3	3	79	114
生産品						3	3
合計	136	101	61	39	41	839	1,217
構成比 (%)	11.2%	8.3%	5.0%	3.2%	3.4%	68.9%	100.0%

平成 28 年度の使用状況をみると、使用日数 201 日以上は 839 件 (68.9%) であり、1 日～10 日の重要物品は、選挙事務用機器や体育施設で大会時に使用する運動器具など 101 件 (8.3%) となっている。

なお、平成 28 年度中の使用がなかったものは 136 件 (11.2%) あった。

イ 使用日数 0 日の理由

使用されていない理由	件数	構成比 (%)
特殊な用途等で使用機会がなかった	16	11.8%
老朽化、旧式化	17	12.5%
取得後の状況変化等で需要が減	11	8.1%
故障、修理中	33	24.3%
災害時等使用物品で機会がなかった	3	2.2%
取得後間もない	43	31.6%
操作・指導等の人員不足	1	0.7%
当初の取得目的事業等の終了	6	4.4%
利用申込がなかった	3	2.2%
その他	3	2.2%
合計	136	100.0%

使用されていない理由では、「取得後間もない」が 43 件 (31.6%) と最も多く、次いで「故障、修理中」 33 件 (24.3%)、「老朽化、旧式化」 17 件 (12.5%) の順となっている。

ウ 使用日数 0 日の今後の方針

今後の方針	件数	構成比 (%)
継続管理（使用予定有り）	78	57.4%
継続管理（使用予定なし）	13	9.6%
廃棄・処分予定	45	33.1%
合計	136	100.0%

今後の方針については、継続管理（使用予定有り）が 78 件 (57.4%) と最も多く、次いで廃棄・処分予定が 45 件 (33.1%) となっている。

(8) 処分状況について

ア 不用処理の状況

分類別	件数	構成比 (%)	取得価格 (円)	構成比 (%)
一般機器	5	25.0%	3,577,150	11.5%
医療・理化学機器	11	55.0%	9,640,751	30.9%
建設機械	1	5.0%	15,876,000	50.8%
教養・体育器具	1	5.0%	700,000	2.2%
雑品	2	10.0%	1,433,250	4.6%
合計	20	100.0%	31,227,151	100.0%

平成 28 年度に不用処理した重要物品は 20 件で、医療・理化学機器が 11 件 (55.0%) と最も多く、次いで一般機器 5 件 (25.0%) となっている。

イ 不用処理した重要物品の保有年数（件数）

分類別\保有年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上	合計
一般機器			3	2		5
医療・理化学機器	1	3	1		6	11
建設機械			1			1
教養・体育器具				1		1
雑品			2			2
合計	1	3	7	3	6	20
構成比 (%)	5.0%	15.0%	35.0%	15.0%	30.0%	100.0%

不用処理した重要物品の保有年数をみると、10 年以上 20 年未満が 7 件 (35.0%) と最も多く、次いで 30 年以上が 6 件 (30.0%) となっている。

ウ 不用処理の理由

理由	件数	構成比 (%)
老朽化	9	45.0%
故障・破損等により修理不能	7	35.0%
その他	4	20.0%
合計	20	100.0%

不用処理の理由では、老朽化が 9 件 (45.0%) で、故障・破損等により修理不能が 7 件 (35.0%) となっている。

9 監査の結果

重要物品の管理及び活用についての監査の結果は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の重要物品について管理手続きや処分手続きに不適切な事務処理が見受けられた。

なお、監査の際に見受けられた改善すべき事項及び検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 管理状況について

ア 物品の現物確認について

保有する重要物品は、固定資産台帳システムに登録することとなっており、また、八戸市財務規則第241条では毎会計年度末における重要物品の現在高を会計管理者に報告するよう定めている。しかしながら、各課等で保有する重要物品の現物と固定資産台帳及び重要な物品報告書を突合したところ、固定資産台帳への登録漏れなど現物との不一致が見受けられ、重要な物品報告書の現在高についても報告誤りが散見された。保有する重要物品を適切に維持管理するためにも、定期的に重要物品の現物確認を行い、固定資産台帳等と確実に突合する必要がある。

イ 備品の標識について

八戸市財務規則第226条によると、物品管理者は物品の性質、形状等によって標識を付することが適当でないと認められるものを除き所属備品に標識を付しておかなければならぬとされているが、今回の監査において、重要物品の現物を確認した結果、標識が付されていないものが見受けられた。標識は物品確認の際にも必要なものであり、亡失を未然に防ぐためにも、速やかに標識の点検をする必要がある。

(2) 活用状況について

使用されていない重要物品の中で、今後の使用の予定もなく保管、収納されているものなどが見受けられた。

これらのものは、使用年数や物品の状態を考慮して他部局において活用が可能かどうか調査した上で、管理換え等の有効活用を検討されたい。

(3) 処分状況について

廃棄処分をした重要物品の中で、廃棄手続きの事務処理が行われていないものが見受けられた。物品を取得・廃棄する際は、速やかに手続きをする必要がある。

また、老朽化や故障により、使用不能となっている物品がそのまま保管され、重要物品として登録されているものが見受けられたが、修繕等ができずに使用不能な場合は、売払い若しくは廃棄について検討されたい。

10 監査意見

物品は、本市の貴重な財産であり、地方財政法第8条において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されているとおり、これを適切に管理し、有効に活用する必要がある。

今回の行政監査は、重要物品について有効に活用されているかなど、管理状況や活用状況などを検証することで、今後の適正な物品管理事務に資することを目的に実施したものである。

重要物品の管理及び活用状況をみると、おおむね適正に管理及び活用されていると認められたが、一部その管理手続きや処分手続きにおいて不適切な事務処理が見受けられた。

これらは、物品管理の意義、重要性の認識が不足していたことや、各課等においてチェック体制が十分機能していなかったことが原因と考えられる。

今後は、関係課等においてチェック体制の強化に向けて協議し、より一層の効率的かつ効果的な物品管理事務を推進されるよう要望する。

なお、今回の監査対象とならなかった車両及びその他の物品についても、重要物品と同様に、定期的に保有物品の現物確認を行うほか、使用に際し、安全性を求められるものについては、保守点検等必要な対策を講じ、適切な管理に取り組まれるよう要望するものである。

併せて、物品の取得に当たっては、維持管理経費を含めた費用対効果等を勘案しながら検討されたい。